

## 扶桑町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 35,031	千円 12,462,717	千円 409,756	千円 2,645,840	% 21.2	% 20.0

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

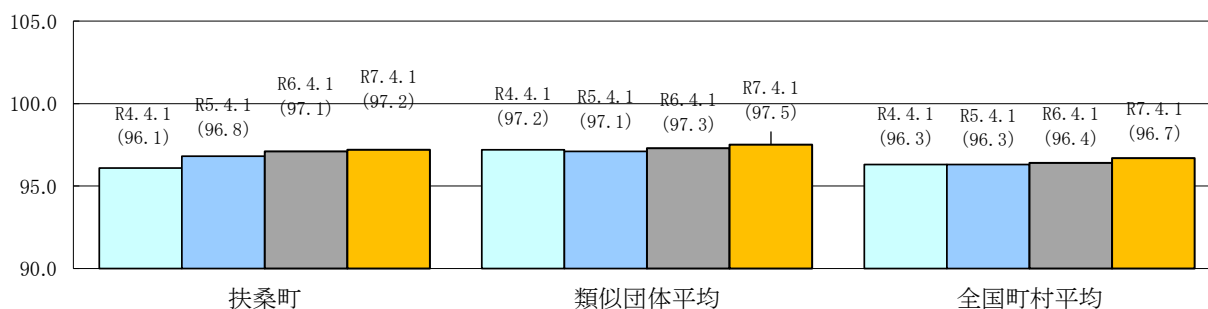
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 236	千円 789,132	千円 151,639	千円 326,379	千円 1,267,150	千円 5,369	千円 5,979

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

採用年齢の引き上げに伴い中途採用職員が増えたため。また、管理職に昇給する年齢が若くなってきており結果としてラスパイレス指数が上昇している。職員構成上当面現状と同様に推移していくものとする。

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））実施

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、扶桑町においても6%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は6%、令和8年4月1日からは8%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	6%	8%
扶桑町の支給割合	3%	6%	8%

##### ③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
扶桑町	39.4歳	306,684円	378,485円	358,224円
愛知県	41.7歳	333,651円	444,313円	387,988円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	317,183円	385,375円	353,947円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月 額 (A)	平均給与 月 額 (国ベース)	対応する 民間の類似 職 種	平均 年齢	平均給与 月 額 (B)	A/B
扶桑町	歳 44.0	人 8	円 271,425	円 304,913	円 300,750	—	歳 —	円 —	—
うち学校給食	41.8	5	267,580	300,679	298,898	飲食物調 理従事者	44.5	288,300	
うちその他	47.7	3	277,833	311,969	303,836	—	—	—	—
愛知県	52.3	155	306,790	375,969	345,277	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907	—	—	—	—
類似団体	51.4	6	300,025	336,084	321,797	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
扶桑町	— 円	— 円	—
うち学校給食	4,938,104	3,831,800	1.29
うちその他	5,087,712	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区	分	扶 桑 町	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	230,900円	220,000 円
	高 校 卒	188,000円	199,100円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	184,900円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（7年4月1日現在）

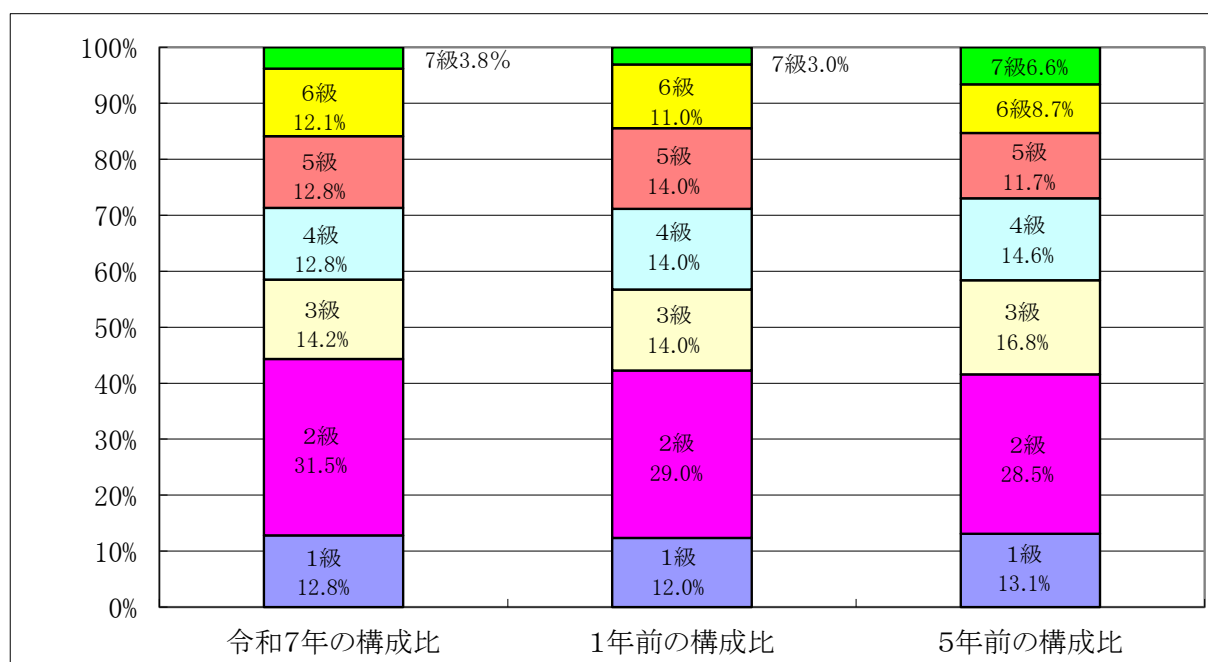
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	300,380 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

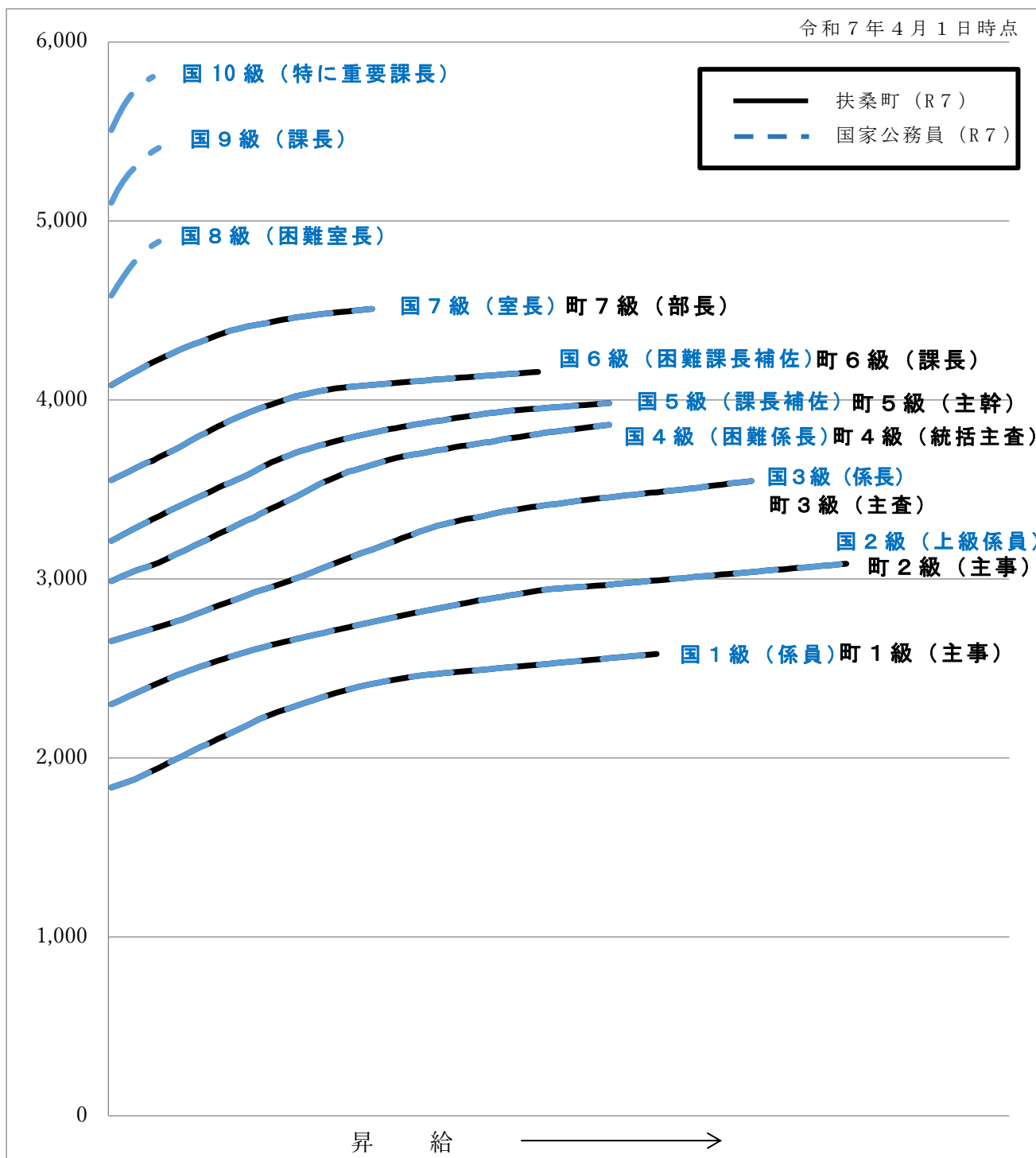
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、技師補 主事、技師	20人	13%	183,500円	258,100円
2級	主事、技師	49人	31%	230,000円	308,500円
3級	主査	22人	14%	265,300円	354,700円
4級	統括主査	20人	14%	298,800円	386,100円
5級	主幹	20人	13%	321,300円	398,200円
6級	課長	19人	12%	355,200円	415,700円
7級	部長	6人	3%	408,300円	450,900円

- (注) 1 扶桑町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（扶桑町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

扶 桑 町	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,359千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,884千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 加算なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3%～20% ・管理職加算 4%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（扶桑町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				

標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

### (2) 退職手当（7年4月1日現在）

扶 桑 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（増加率2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（増加率2～45%加算）		
1人当たり平均支給額					
		6,427千円			21,038千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		25,967千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		100,647円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
扶桑町	6%	251人	6%
愛知県	8.5%	2人	-
犬山市	7%	1人	7%
江南市	7%	2人	7%
大口町	8%	1人	6%
名古屋市	15%	1人	12%

### (4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		409千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		21,526円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		8.5%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務職	町税の賦課、徴収事務	330千円	月額2,500円以内
防疫作業手当	一般行政職	感染症予防等に対する処理作業	—	日額2,000円以内
用地交渉等手当	一般行政職	土地取得のための交渉業務	3千円	日額650円
災害応急作業等手当	一般行政職	災害に対する巡回、応急作業	26千円	日額550円 巡回監視のみ350円
行旅死亡者処理手当	一般行政職	行旅死亡者処理業務	—	日額2,000円以内
死亡犬、猫等処理手当	一般行政職	死亡犬、猫等処理業務	1千円	日額500円以内
道路補修作業等手当	技能労務職	道路補修業務	49千円	日額200円以内

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	55,272千円
職員1人当たり平均支給額（6年度決算）	274千円
支給実績（5年度決算）	45,226千円
職員1人当たり平均支給額（5年度決算）	225千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

#### (6) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	子13,000円 父母等6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		千円 20,963	円 275,834
住居手当	借家・借間住居者 最高28,000円	同		千円 14,230	円 273,658
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 最高150,000円 自動車等使用者 距離に応じて 最高31,600円	同		千円 11,884	円 70,739
管理職手当	部長職62,000円 課長職54,000円 主幹職31,700円	異	支給区分 支給額	千円 27,540	円 510,000

## 5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	880,000 円 ( - 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 559,000 円	
	副 市 区 町 村 長	703,000 円 ( - 円)	760,000 円 / 530,000 円	
報 酬	議 長	387,000 円 ( - 円)	499,000 円 / 280,000 円	
	副 議 長	306,000 円 ( - 円)	430,000 円 / 214,000 円	
	議 員	281,000 円 ( - 円)	400,000 円 / 189,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 3.45 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.45 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		88.0万円×在職月数×0.392 70.3万円×在職月数×0.235	16,558,080円 7,929,840円	任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

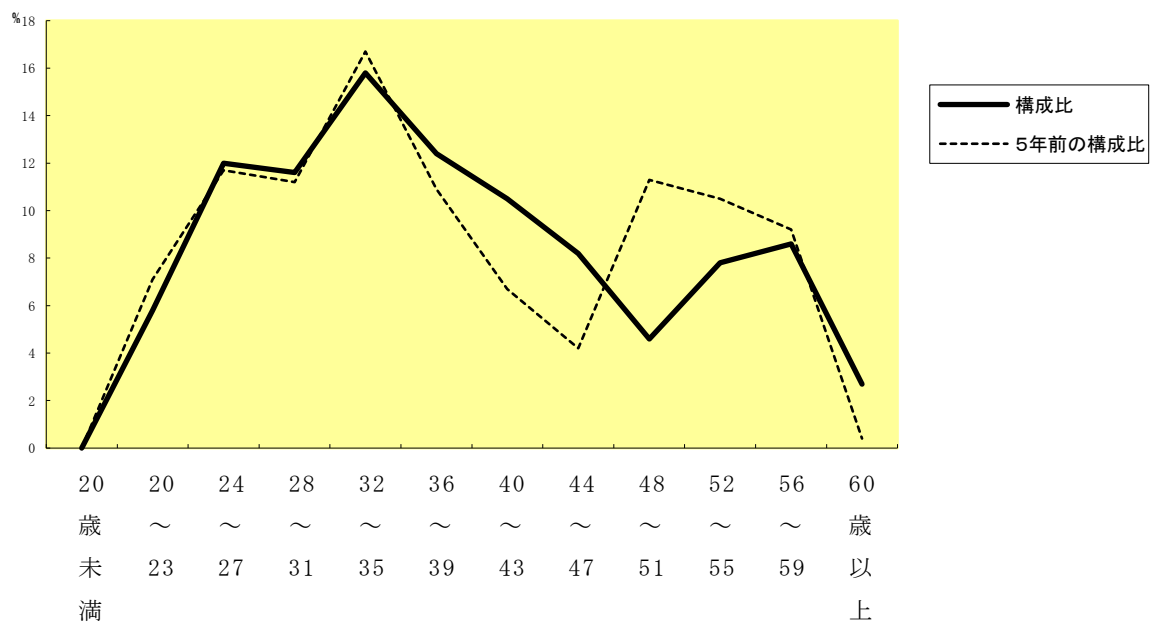
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務	58	63	5	
		税務	11	11		
		農林水産	2	2		
		商工	1	1		
土木		18	17	△1		
民生		94	97	3		
衛生	23	22	△1			
	計		210	216	6	<参考> 人口1万当たり職員数 61.66人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 54.10人)
	教育部門		28	26	△2	
	小計		238	242	4	<参考> 人口1万当たり職員数 69.08人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.47人)
公営企業計等部門	下水		7	7		
	その他		9	9		
	小計		16	16		
合計			254	258	4	<参考> 人口1万当たり職員数 73.65人
			[266]	[266]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 15	人 31	人 30	人 41	人 32	人 27	人 21	人 12	人 20	人 22	人 7	人 258

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	192	193	206	208	210	216	24(12.5%)
教育	32	30	29	28	28	26	△6(△18.8%)
普通会計計	224	223	235	236	238	242	18(8.0%)
公営企業等会計計	15	15	16	16	16	16	△1(6.7%)
総合計	239	238	251	252	254	258	19(7.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。